

東京株式懇話会  
「本年の株主総会における留意点」

平成29年3月13日  
弁護士 森田多恵子

# 本日の構成

- 1 最近の株主総会のトピック
- 2 平成28年総会の概況
- 3 株主総会の傾向と留意点
- 4 想定問答

# 1 最近の株主総会のトピック

# 1. 最近の株主総会のトピック

- (1) 平成27年：平成26年改正会社法対応
- (2) 平成28年：コーポレートガバナンス・コード対応、改正会社法完全施行
- (3) 平成29年
  - 総会運営に関わる大きな法改正対応等は特にない
  - 前回までの会社法改正・コード対応の見直しが中心
  - 近時の環境変化の動きを踏まえた対応

## 2 平成28年総会の概況

# (1) 開催日

- ・ 3月決算会社の総会開催日
  - 集中日 32.2% (前年41.3%)
  - 集中週 最終7営業日(最終営業日を除く)90.5%  
・・・前年、前々年の約93%と同水準)

(出所:「2016年3月期決算会社の定時株主総会開催日集計結果(東証上場会社)」、「2015年3月期決算会社の定時株主総会開催日集計結果(東証上場会社)」)

- ・ コーポレートガバナンス・コード(CGコード)補充原則1-2③

## (2) 招集通知の早期発送・早期Web開示

(3月決算会社)

- 招集通知発送日
  - 株主総会の平均19.1日前（前年18.4日前）
- 早期Web開示
  - 約7割（前年約3割）が実施
  - 招集通知発送の平均3.2日前（前年1.3日前）

(出所:経済産業省第7回:株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会 資料3  
、株式会社東京証券取引所「【株懇・東証コラボ企画】コーポレートガバナンス  
の充実と企業価値向上に向けた東証の取組み」(平成28年8月))

- CGコード補充原則1-2②

### (3) 出席株主数

- 〃 全体としては引き続き増加傾向
  - 増加 45.2%(前年49.6%)、減少 32.7%(前年27.9%)  
(出所:株主総会白書2016年版、2015年版)
- 全国四証券取引所 平成27年度株式分布状況調査
  - 総株主数(延べ人数) 5,080万人 (前年比366万人増)
  - 個人株主数(延べ人数) 4,944万人 (前年比362万人増)



## (4) お土産

- お土産を用意している会社が多いが、廃止した会社も増えている。
  - 出している 74.5%(前年78%)、出していない 25.2%(前年21.9%)
- 受付時 53.3% (前年52.2%)、総会終了時 44.5% (前年45.4%)

(出所:株主総会白書2016年版、2015年版)

## (5) 所用時間

- 長時間化の傾向
  - 60分超90分以下が最多(22.1%)  
(出所:株主総会白書2016年版)
  - 株主からの発言や、質疑応答に係る時間の増加

## (6) 株主からの発言

- 議場での質問等の増加
  - 質問等があった会社 76.1%(前年61.9%)
  - 質問件数も増加
  - 発言時間制限、質問数制限、質疑打ち切り
- 質問等の傾向
  - 経営政策・営業政策 58.2%
  - 配当政策・株主還元 30.8%
  - 財務状況 19.0%
  - 株価動向 18.6%
  - 役員の指名関係 7.6%
  - 役員報酬・賞与 6.6%

(出所:株主総会白書2016年版)
- 社外役員に対する質問と社外役員による回答

## (7) 株主総会のビジュアル化等

- スライド、ビデオ、ナレーション等の活用
  - 事業報告の内容、連結計算書類の内容、計算書類の内容、議案の内容
- 役員候補者の写真、図表の活用等

## (8) 議案関係

- 定款変更議案(監査等委員会設置会社への移行、取締役の員数増加、責任免除、剰余金処分の決定権限)
- 役員選任議案
  - 社内取締役選任議案への反対
  - 社外取締役選任議案の増加
  - 補欠取締役選任議案の増加
  - 監査役選任議案
- 役員報酬額改定議案の増加
- 株式併合議案の増加
- 退職慰労金支給議案は減少

### 3 株主総会の傾向と留意点

## (1) 複数の社外取締役の選任

- 社外取締役を置くことが相当でない理由の説明 2.8%(前年16.8%)  
(出所:株主総会白書2016年版)
- 東京証券取引所「東証上場会社における独立社外取締役の選任状況<確報>(2016年7月27日)」
  - 東証上場会社(一部・二部・マザーズ・JASDAQ)
    - 社外取締役を選任 95.8% (前年比+8.4%)
    - 独立社外取締役を選任 88.9% (前年比+15.5%)
    - 複数の独立社外取締役を選任 60.4% (前年比+27.8%)
    - 1社あたり社外取締役人数 平均2.16人
    - 1社あたり独立社外取締役人数 平均1.97人
- 議決権行使助言会社の推奨基準

## (2) 監査等委員会設置会社への移行

- 東証上場会社のうち700社超が監査等委員会設置会社に移行済み又は移行を表明
- 移行ピークは過ぎた様子ではあるが、今年に入ってからも移行表明あり
- 移行時の留意点
  - 重要な業務執行の決定の委任(会社法399条の13第5項・第6項)
  - 剰余金配当の取締役会への授権
  - 監査等委員の構成
  - 補欠取締役の選任
  - 監査等委員の報酬 等



## (2) 監査等委員会設置会社への移行(承前)

- ・ 監査等委員の意見陳述権(会社法342条の2第4項、361条6項)
  - 監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会で監査等委員以外の取締役の選任・解任・辞任及び報酬等について意見を述べることができる。  
意見の内容の概要は株主総会参考書類に記載(会社法施行規則74条1項3号、82条1項5号)
  - ① 監査等委員会は、必ず意見を決定しなければならないが、株主総会で常に意見を述べる義務があるわけではないとする見解
  - ② 監査等委員会は、意見を決定した以上は、株主総会において常に意見を述べる必要がある(必要があれば意見を決定して陳述することが善管注意義務に照らして求められる)とする見解
    - ✓ 平成28年総会での実績
    - ✓ 意見形成の時期、検討に必要な情報収集、異論がない場合、意見の述べ方

### (3) 役員報酬改定

- コーポレートガバナンス・コード原則4-2、補充原則4-2①
  - 業績連動報酬、自社株報酬の増加
- 1円ストックオプション、株式給付信託、特定譲渡制限付株式
- 指標、希薄化率、付与対象者、権利行使期間
- パッケージとしての報酬制度
- 平成29年税制改正
- 法制審議会に会社法改正の諮問

## (4) 株式併合

- 全国証券取引所「売買単位の集約に向けた行動計画」
  - 東証上場3515社中、100株 2816社、1000株 699社(平成29年2月1日時点)
  - 売買単位100株への移行期限 平成30年10月1日
  - 単元株式数を1,000株から100株へ減少すること自体は取締役会決議で可能(会社法195条)
- 望ましい投資単位:5万円以上～50万円未満(東京証券取引所 有価証券上場規程445条)
- 平成26年改正会社法
  - 発行可能株式総数の決議
  - 組織再編同様の事前開示・事後開示、買取請求

## (5) 議案検討期間の拡大

- 招集通知の早期発送は進展
  - 但し、作成、印刷等の事務手続に一定の時間がかかるため、これ以上の大幅な早期化は困難
- 発送前Web開示(コーポレートガバナンス・コード補充原則1-2②)
  - 早期Web開示も入れると、総会の4週間以上前に招集通知情報を開示又は発送した3月決算会社は336社(前年比200社増)
  - 但し、早期Web開示企業のうち約3割は招集通知発送日の1営業日前にWeb開示

(出所:経済産業省 第7回:株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会資料3)

## (5) 議案検討期間の拡大(承前)

- 基準日
  - 経済産業省「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会 報告書」(平成28年4月)
  - 全国株懇連合会「企業と投資家の建設的な対話に向けて～対話促進の取組みと今後の課題～」(平成28年10月)、「定款・株式取扱規程モデル」変更案(平成29年2月)
  - 法人税法75条の2の改正法案

## (6) 記載事項の充実と総会電子化

- 見やすい・分かりやすい招集通知
  - コーポレートガバナンス・コード補充原則1-2①: 株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである
- 役員候補者の写真を掲載した会社は15.5%(資本金500億円超の会社では52.1%)
- ガバナンス・コード対応としての任意記載の増加(7割以上)
  - 社内取締役・社内監査役候補者の選任理由(50.2%)
  - 社外役員の独立性判断基準に関する事項(24.7%)
  - 経営理念等・経営戦略・経営計画に関する事項(22.7%)
  - 経営陣幹部・取締役の報酬決定の方針・手続(16.5%)

(出所 株主総会白書2016年版)

## (6) 記載事項の充実と総会電子化(承前)

- Web開示の利用増加
  - 利用会社の増加(56.3% 前年45.0%)  
(出所:株主総会白書2016年版)
  - 利用範囲の拡大
- 総会関係書類の電子提供
  - 個別株主の承諾が必要(会社法299条3項・301条2項等)
  - 議決権行使書面及び参考書類には書面請求権(会社法301条2項但書、302条2項但書)
  - 法制審議会に会社法改正の諮問

## (7) 機関投資家

- 平成28年3月末時点で、海外機関投資家に代表される外国人株主は29.8%、国内機関投資家に代表される信託銀行は18.8%・・・5割弱が機関投資家  
(出所 全国証券取引所「2015年度株式分布状況調査の調査結果について」)
- 行使率の上昇傾向
- 反対率
- 投資家の議決権行使基準と議決権行使助言会社のポリシー変更



## (7) 機関投資家(承前)

- スチュワードシップ・コード改訂
  - パッシブ運用のエンゲージメント
  - 投資先企業ごとの議決権行使結果の公表
- 株主総会運営との関係
  - 英訳作成 平成28年6月総会 634社 (前年398社)  
(出所:経済産業省第7回:株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会資料3)
  - 議決権行使電子プラットフォーム
  - 株主総会参考資料の記載の工夫
  - 実質株主の総会参加

## (8) 株主提案

- 提案件数は漸増傾向
  - 議決権の1%又は議決権300個以上。6ヶ月の継続保有
  - 定款変更、増配、役員を選解任
- 2012年をピークに賛成率は逡減
  - 但し役員報酬の個別開示や、剰余金配当を株主総会で決めることのできる旨の定款変更
- 否決された議案自体は決議取消訴訟の対象とならない(最判平成28年3月4日)
- 株主提案の不当拒絶の場合…実質的に同一か、権利濫用(東京高判平成27年5月19日)かどうかの判断は難しい
- 法制審議会に会社法改正の諮問

# 4 想定問答

## 4. 想定問答

- 経営政策・営業政策等
- 米国新政権・技術革新等、外部環境への対応
  - 海外事業展開、AI、FinTech、IoT
- 従業員の労働環境
  - 長時間労働、残業時間、有給取得、最低賃金引上げ、同一労働同一賃金
- 海外子会社を含む内部統制
- 顧問・相談役制度
  - 役割、待遇
- 役員の指名・報酬制度
  - サクセッションプラン、経営陣幹部の育成、報酬ミックス、任意の諮問委員会
  - GCコードによる開示事項との整合性
- 女性の登用

ご静聴ありがとうございました

弁護士 森田 多恵子  
西村あさひ法律事務所  
〒100-8124 東京都千代田区大手町  
1-1-2 大手門タワー  
Tel: 03-6250-6200(代表)  
03-6250-6294(直通)  
Fax: 03-6250-7200  
Email: t\_morita@jurists.co.jp